

令和2年度統計法施行状況報告の概要

1. 令和2年度統計法施行状況報告の構成
2. 令和2年度における統計行政の主な動き
3. 基本計画の進捗状況
4. 統計法条文別実施状況の概要
5. 参考資料

令和3年7月

総務省政策統括官（統計制度担当）

1. 令和2年度統計法施行状況報告の構成

- 統計法施行状況報告は、毎年度、各府省等が実施している統計調査等の状況を取りまとめ、公表するとともに、公的統計基本計画の推進状況について統計委員会に報告
- 昨年度の令和元年度統計法施行状況報告は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、公的統計基本計画の推進状況を確認する項目を優先して取りまとめることとし、統計委員会には7月、11月の二回に分けて報告
- 今回の令和2年度統計法施行状況報告については、例年どおり、1回で報告

令和元年度施行状況報告

7月の統計委員会で報告<基本計画関連事項編>

はじめに
第1部 令和元年度における統計行政の主な動き
第2部 基本計画の推進状況（※ 別編を含む）
資料編

11月の統計委員会で報告<統計法条文別実施状況編>

はじめに
I 公的統計の作成
II 統計委員会
III 調査票情報等の利用及び提供
IV その他（新型コロナウイルス感染症への対応を含む）
資料編



令和2年度施行状況報告

はじめに
第1部 令和2年度（2020年度）における統計行政の主な動き
第2部 基本計画の推進状況
別編（基本計画 事項別推進状況）
第3部 統計法条文別実施状況
I 公的統計の作成
II 統計委員会
III 調査票情報等の利用及び提供
IV その他
資料編

2. 令和2年度における統計行政の主な動き

1 統計調査における新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年度（2020年度）に実施等を予定していた基幹統計調査及び一般統計調査の一部において、実施時期の繰下げ、調査票提出期限の延長、公表時期の繰下げ、調査の中止などの措置が採られた。

また、新型コロナウイルス感染症に対応するため、調査員の感染予防対策の徹底、対面しない形での調査関係書類の配布、インターネットや郵送による回収の一層の推進、感染拡大地域に所在する報告者に対する疑義照会や督促の見合わせ等の措置がとられた。

2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の一部変更

「公的統計の整備に関する基本的な計画」は、平成30年（2018年）3月6日に閣議決定されたが、「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」における再発防止策や「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」における提言を踏まえ、新たな取組を盛り込むため、第Ⅲ期基本計画の一部の変更が、令和2年（2020年）6月2日に閣議決定された。

2. 令和2年度における統計行政の主な動き

3 毎月勤労統計調査への対応

平成30年度（2018年度）に判明した毎月勤労統計調査における不適切事案については、統計委員会において統計技術的・学術的観点からの審議が継続的に行われていたが、令和2年（2020年）7月31日に開催された第153回統計委員会において、厚生労働省から遡及推計作業がおおむね完了したとの報告があった。その後、令和2年（2020年）8月11日に主要データ、同年10月12日に産業中分類・小分類等のデータ、季節調整済み指数が、それぞれ、厚生労働省ホームページ及びe-Statに掲載された。

4 国勢調査の実施

実施100年目の節目となった令和2年（2020年）国勢調査は、令和2年（2020年）10月1日午前零時現在によって行われ、本邦内に常住している者を対象に、世帯員に関する事項や世帯に関する事項について調査を行った。なお、新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大を防止するため、報告者と統計調査員ができる限り対面しない方法で調査書類の配布を行うとともに、できる限り、インターネットでの回答を依頼すること、さらに、調査期間（調査票の回収期間）の延長や市町村における調査票の審査期間の延長等の措置も講じた。

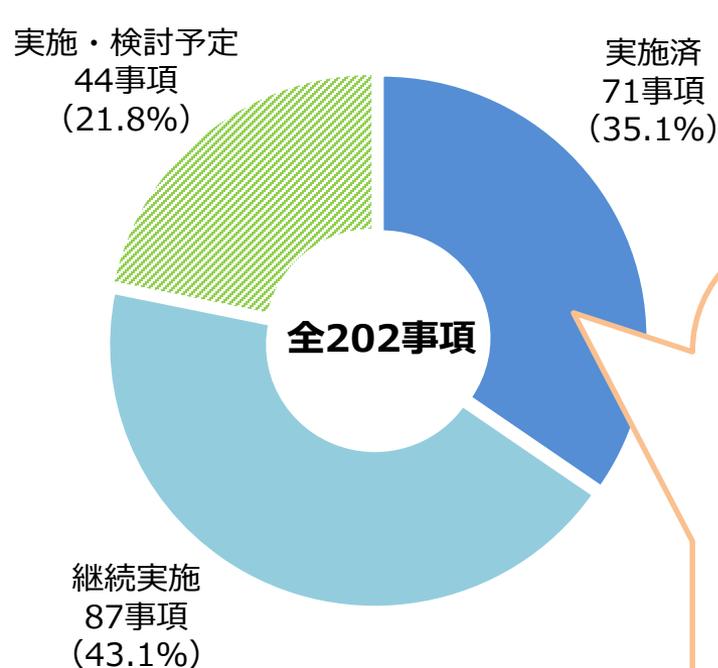
5 統計委員会統計作成プロセス部会の設置

統計作成プロセス監査（第三者監査）の導入に向けた「要求事項」及び「方針」の検討・取りまとめのため、令和2年（2020年）10月1日に、これまでの統計委員会点検検証部会を発展的に改組し、統計作成プロセス部会が設置された。

3. 基本計画の推進状況

- 令和2年度の報告では、第Ⅲ期基本計画の記載事項（全202事項）について、「実施済」、「継続実施」などに区分して進捗状況を把握・整理

（※ 第Ⅲ期基本計画のうち、令和2年度に追加、変更した事項も含む）



【令和2年度末の進捗状況】

- 基本計画の計画期間は、平成30年度～令和4年度
- 計画期間3年目の令和2年度末時点では、**約78%が実施済又は継続実施**
（2年目の令和元年度は約66%が実施済又は継続実施）

＜令和2年度に「実施済」の主な取組実績＞

- 建設総合統計における公共工事出来高の算定方法の改善等
- 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計方法の検討
- 人口動態調査における外国人集計の実施等
- 社会教育調査における収入・費用構造の把握可能性の検討
- 2015年農林業センサスにおける法人経営体の調査結果に係る集計表の作成・分析

4. 統計法条文別実施状況の概要

I 公的統計の作成

◇ 基幹統計・基幹統計調査

- 指定の変更 : 1件 (小売物価統計(変更))
- 承認件数 : 32件
- 公表件数 : 43件 (うち統計調査により作成 38件)

〔 ※令和元年度 指定の変更: 1件(工業統計、商業統計、特定サービス産業実態統計(解除))
承認件数: 35件
公表件数: 46件(うち統計調査により作成 40件) 〕

◇ 一般統計調査

- 承認件数 : 86件 (うち新規14件、変更72件)
- 公表件数 : 157件

〔 ※令和元年度 承認件数: 97件(うち新規30件、変更67件)
公表件数: 171件 〕

II 統計委員会

◇ 統計委員会の開催実績 統計委員会: 15回、部会: 34回

(基幹統計調査の変更等を審議)

〔 ※部会は、複数の部会の合計
※令和元年度 統計委員会13回、部会57回 〕

◇ 答申件数: 11件 (基幹統計調査等に係る諮問・答申)

〔 ※令和元年度 12件 〕

◇ 統計法第45条第2項に基づく統計委員会による意見: 1件

〔 ※令和元年度 3件 〕

- 令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議(令和2年7月31日)

◇ 評価分科会の開催実績 : 2回 (統計技術評価の取組)

〔 ※令和元年度 5回 〕

4. 統計法条文別実施状況の概要

Ⅲ 調査票情報等の利用及び提供

- ◇ 調査票情報の提供 令和2年度の提供件数：308件 （※公的機関等への提供を除く。
法第33条関係 298件、法第33条の2関係 10件
※令和元年度の提供件数：230件）
- ◇ オーダーメイド集計 令和2年度末時点で、30調査が利用可能
令和2年度の提供件数：19件 （※令和元年度末時点で、30調査が利用可能
令和元年度の提供件数：35件）
- ◇ 匿名データ 令和2年度末時点で、7調査が利用可能
令和2年度の提供件数：34件 （※令和元年度末時点で、7調査が利用可能
令和元年度の提供件数：26件）

Ⅳ その他

- ◇ 統計情報の提供 (e-Stat) 令和2年度のアクセス件数：約2,984万件
令和2年度末時点の統計の登録数：668件
令和2年度末時点の統計表の提供数：約85.9万表 （※検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした
機械による自動アクセスを除いた件数
※令和元年度のアクセス件数：約3,337万件
※令和元年度末時点の統計の登録数：627件
令和元年度末時点の統計表の提供数：80.5万件）

(参考) 統計法施行状況報告とは

統計法(平成19年法律第53号)に基づき、

- 1 総務大臣は、各府省、地方公共団体等が実施している統計調査等の状況を毎年度取りまとめ、公表するとともに統計委員会に報告。
- 2 取りまとめの中で、公的統計基本計画(平成30年度～令和4年度)の推進状況のフォローアップを併せて行っている。

(参照条文)

統計法

第55条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第4条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
- 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

(略)

7 統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

8 総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならない。

(参考) 公的統計基本計画とは

- ・ 現行の第Ⅲ期基本計画(平成30年度～令和4年度)は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、平成30年3月に1年前倒しで策定。(令和2年6月に一部変更)
- ・ 各府省は、第Ⅲ期基本計画の記載事項について、府省間の連携を図りつつ、各種取組を推進

＜第Ⅲ期基本計画の記載事項例＞

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進する。	総務省	平成31年(2019年)から実施する。
	◎ 家計統計について、調査結果の補正方法に係る研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 消費動向指数(C T I)について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き開発・精度向上に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成30年度(2018年度)中に結論を得る。

○ 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進

